

○新地町コミュニティバス運行実施要綱

令和6年2月19日訓令第7号

改正

令和6年4月18日訓令第21号

令和7年2月19日訓令第11号

新地町コミュニティバス運行実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の生活交通の確保及び住民福祉の向上を目的とした新地町コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の運行に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 この事業の主体は新地町（以下、「町」という。）とする。

(運行業務の委託)

第3条 コミュニティバスの運行は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の規定により、国土交通大臣から一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者に委託するものとする。

2 運賃の収入は、町の収入とする。

3 町長から委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、コミュニティバス運行に伴い、次の事項を遵守するとともに、その責務を果たさなければならない。

(1) 法及び道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守し、交通安全に万全を期すとともに、乗客の安全輸送に留意すること。

(2) 業務遂行中に発生した交通事故及びバス停留所を含むその他の問題等に関して、責任をもつて処理にあたること。

(3) 常に車両を整備し、安全走行の体制を整えること。

(4) コミュニティバス車内において乗客より収受した運賃及び回数券を毎月、町へ納付するものとする。

(事業の実施方法)

第4条 受託者は、当該コミュニティバス運行に伴う車両を確保し、法第5条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けるとともに、法第15条の3の規定により届け出た運行計画に基づいて運行するものとする。

(調査及び報告)

第5条 受託者は、コミュニティバスの運行状況について、路線及び停留所、フリー乗降区間ごとに乗降者調査を行い、その結果を町長へ報告するものとする。

(利用対象者)

第6条 コミュニティバスの利用対象者は、乗降する全ての利用者とする。

(運賃及び回数券)

第7条 コミュニティバスの利用料金は、1回の乗車につき300円とする。ただし、小学生以下の者の運賃は、半額とする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については、保護者1人につき1人を無料とし、1歳未満の小児については、無料とする。

3 利用者は、コミュニティバスの運賃の支払に代えて、次の回数券を利用することができる。

種別	項目	金額
新地町コミュニティバス回数券	大人（中学生以上）	300円券11枚つづり 3,000円
	小人（小学生以下）	150円券11枚つづり 1,500円

(運行路線等)

第8条 町長は、コミュニティバスの運行路線名及び運行区間、停留所、運行便数及び運行時刻について、受託者と協議の上、別に定める。

2 コミュニティバスの運休日は、日曜日及び振替休日を含む祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、天災その他やむを得ない事由により運行上支障があると認める場合は、受託者と協議の上、運行区間を制限し、運行時刻を変更し、又は運行を中止することができる。

4 前項の規定により、町長は、運行区間の制限、運行時刻の変更、又は運行の中止をする場合は、あらかじめ町民等に周知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

5 前項の規定による措置をした場合は、町長は、当該措置によって利用者が受けた損害を賠償する責めを負わない。

6 受託者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時に運休することができる。

(運賃の不還付等)

第9条 既納の運賃は、還付しない。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、運転者が運送の安全を確保し、及び車内の秩序を維持するために行う指示に従わなければならない。

(利用者の賠償責任)

第11条 利用者は、故意又は過失によりコミュニティバスの設備を損壊したときは、それによつて生じた損害を受託者に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(乗車の制限等)

第12条 町長又は運転手は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、乗車を拒否し、又は降車を命じることができる。

- (1) 運転手の指示に従わない者
- (2) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条各号に掲げる物品（同条ただし書に規定するものを除く。）を持ち込もうとし、又は持ち込んだ者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認める者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、運送の安全の確保又は車内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める者

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月19日から施行する。

附 則（令和6年4月18日訓令第21号）

この訓令は、令和6年4月18日から施行する。

附 則（令和7年2月19日訓令第11号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。